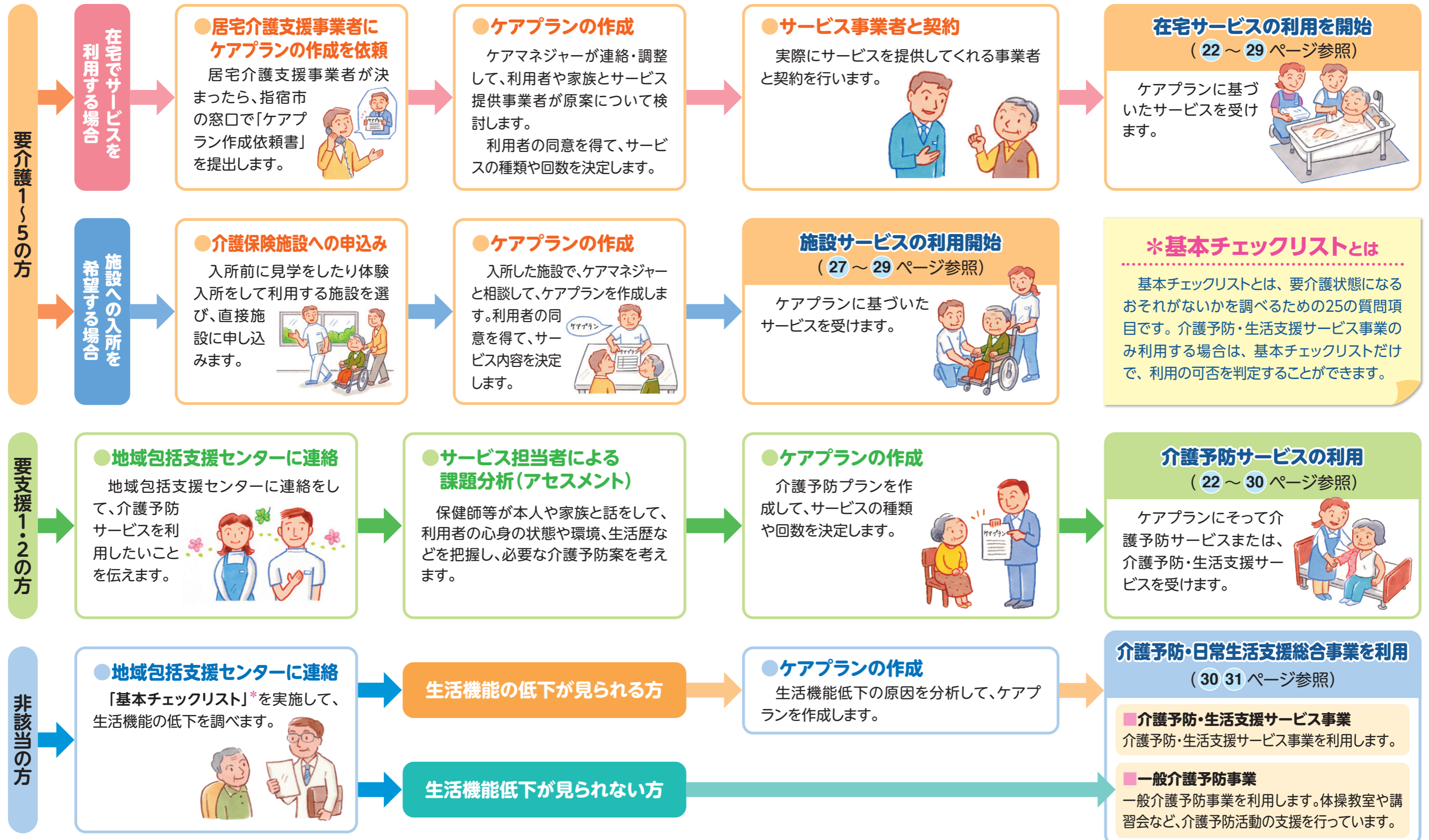


ケアプラン作成からサービス利用まで

介護保険のサービスは、ケアプランに基づいて行われます。ケアプランは、利用者の希望をもとに「いつ」「どんなサービスを」「どれくらい」受けるかを定める介護サービス計画のことで、ケアマネジャー（12ページ参照）がその手助けをします。



利用者負担について

かかった費用の一部を負担します

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者に支払うのは、**かかった費用の1割(一定以上所得者*は2割)**です。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

*一定以上所得者：合計所得金額が160万円以上の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方

ここが変わります

平成30年8月以降は、合計所得金額が220万円以上の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方は、利用者負担が3割になります。

※指宿市から費用の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」が交付されます。

在宅サービスの費用

介護保険の在宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額(支給限度額)が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は1割(一定以上所得者は2割、平成30年8月から特に所得の高い方は3割)ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

《おもな在宅サービスの支給限度標準額(1か月)》

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

支給限度額が適用されないサービス

- (介護予防) 居宅療養管理指導
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定(介護予防)福祉用具販売
- (介護予防)住宅改修費支給



1か月の利用者負担が高額になったと

同一月内に利用したサービスの「1割(もしくは2割、平成30年8月から特に所得の高い方は3割)の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額(上限額=下表)を超えたときは、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、世帯の合計額となります。

※指宿市の窓口で「高額介護サービス費支給申請書」を提出してください。
 ※施設サービスでの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は対象とはなりません。

《利用者負担の上限額(1か月)》

対象者	上限額(世帯合計)
高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円 (個人の場合)15,000円
世帯全員が住民税非課税の方	24,600円
上記以外の一般世帯の方	44,400円 ※世帯全員の利用者負担割合が1割の世帯は、年間(8月~翌年7月)の負担上限額446,400円(平成29年8月から3年間に限る)
現役並み所得相当の世帯の方※1	44,400円

変わりました



※1 世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、その世帯の65歳以上の方の収入が、単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の方

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の利用者負担を合算して年間の限度額(下表)を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

《利用者負担限度額(年額：8月~翌年7月)》

区分	70歳未満の方	70歳以上の方(平成30年7月まで)	70歳以上の方(平成30年8月より)
年間所得901万円超	212万円		
年間所得600万円超901万円以下	141万円		
年間所得210万円超600万円以下	67万円		
年間所得210万円以下	60万円		
住民税非課税世帯	34万円		
		課税所得690万円以上	212万円
		課税所得380万円以上690万円未満	67万円
		課税所得145万円以上380万円未満	67万円
		課税所得145万円未満*	56万円
		住民税非課税世帯	31万円
		住民税非課税世帯(所得が一定以下)	19万円

ここが変わります

*年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

年間所得 = 総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

利用者負担の軽減について

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割(一定以上所得者*は2割)、②食費、③居住費、④日常生活費が、利用者の負担となります。

*一定以上所得者:合計所得金額が160万円以上の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方

ここが変わります

平成30年8月以降は、合計所得金額が220万円以上の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方は、利用者負担が3割になります。

食費 = 食材料費 + 調理コストに相当する費用 ※栄養管理は保険給付対象

居住費 = 施設の利用代(減価償却費) + 電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

※食費・居住費の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

対象施設およびサービス

- ◆ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の食費と居住費
- ◆ ショートステイの食費と居住費



基準費用額(1日あたり)

食費 1,380円

居住費

- ユニット型個室 …… 1,970円
- ユニット型個室的多床室 …… 1,640円
- 従来型個室 …… 1,640円
- 介護老人福祉施設と短期入所生活介護は …… 1,150円
- 多床室** …… 370円
- 介護老人福祉施設と短期入所生活介護は …… 840円

※基準費用額とは施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額です。

利用者負担限度額が設けられます

低所得の方でも施設利用が困難とならないよう、下の表に該当する方は、所得に応じた負担限度額までを負担し、基準費用額との差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。



※通所サービスにおける食費負担は除く。

申請が必要です! 低所得による負担限度額の適用を受けるためには、指宿市に申請して「介護保険負担限度額認定」を受けてください。

《負担限度額(日額)》 例) 介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者であって本人および世帯全員が住民税非課税の方	820円	490円	320円(490円)	0円	300円
第2段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	420円(490円)	370円	390円
第3段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、上記の第2段階以外の方	1,310円	1,310円	820円(1,310円)	370円	650円

※介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額となります。

所得の低い方は利用者負担が軽減されます

介護サービスを利用する場合、費用の1割(もしくは2割、平成30年8月から特に所得の高い方は3割)が利用者負担となりますが、所得の低い方については、高額介護サービス費(19ページ参照)などで負担の軽減が行われ、さらに特別対策として以下の措置が講じられます。

● 社会福祉法人のサービスを利用するとき

住民税非課税世帯で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する介護サービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホーム)を利用する場合に、利用者負担が軽減されることがあります。

※詳しくは指宿市の窓口にご確認ください。

申請が必要です! 指宿市の窓口で確認証の交付を申請する必要があります。

利用できるサービス

介護サービス、介護予防サービスが利用できます

介護保険のサービスでは、要介護1～5の方は介護サービスが、要支援1・2の方は介護予防サービスが、それぞれ利用できます。心身の状態などに合ったサービスを選んで有効に活用してください。

在宅サービス

●平成29年4月までに、「介護予防訪問介護」および「介護予防通所介護」は「総合事業」に移行しました。

※サービス費用のめやすは利用者負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターや特別養護老人ホームなど通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



受けられるサービスの内容

- 施設への送迎
- 日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどを通じた交流活動
- 健康状態の確認

●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合
(6時間以上7時間未満)

※送迎を含む ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,720円(572円)～9,880円(988円)

要介護1～5の方

通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。



●サービス費用のめやす

(所要時間5時間以上6時間未満)

※送迎を含む ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,760円(576円)～10,600円(1,060円)

要支援1・2の方

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関等で、共通のサービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

●サービス費用のめやす

(1か月につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2
17,120円(1,712円)～36,150円(3,615円)

※サービス費用のめやすは利用者負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



受けられるサービスの内容

- 食事・排泄の介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- 体位の変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助、通院や外出の付き添い
- 掃除・洗濯・衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買物、ゴミ出し

●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

■身体介護(20分以上30分未満)
2,480円(248円)

■生活援助(20分以上45分未満)
1,810円(181円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算となります。

■乗車・降車等介助(1回)
980円(98円)

※移送にかかる費用は別途負担となります。

以下のサービスは介護保険の対象とはなりません！

- ×本人以外の家族のための家事 ×草むしりや花木の手入れ ×ペットの世話 ×洗濯
- ×大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

訪問を受けて利用する

要介護1～5の方

訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。



●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

■全身入浴
12,500円(1,250円)

要支援1・2の方

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

■全身入浴
8,450円(845円)

要介護1～5の方

訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

■訪問看護ステーションから(20分未満)
3,110円(311円)

■病院または診療所から(20分未満)
2,630円(263円)

要支援1・2の方

介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

■訪問看護ステーションから(20分未満)
3,000円(300円)

■病院または診療所から(20分未満)
2,530円(253円)

利用できるサービス

在宅サービス

通所して利用する

利用できるサービス

在宅サービス

※サービス費用のめやすは利用者負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

■ 1回につき
2,900円 (290円)

要支援1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。

●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

■ 1回につき
2,900円 (290円)

要介護1～5の方

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。



●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合 ()内は利用者負担

■ 医師または歯科医師による指導(1か月に2回まで)
5,070円 (507円)

要支援1・2の方

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合 ()内は利用者負担

■ 医師または歯科医師による指導(1か月に2回まで)
5,070円 (507円)

※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。
※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

要介護1～5の方

福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

●サービス費用のめやす

レンタル費用の利用者負担割合に応じた額となります。

《対象となる用具》

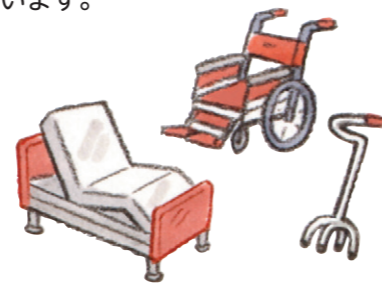
- 車いす ●車いす付属品(クッション、電動補助装置など) ●特殊寝台
- 特殊寝台付属品(サイドレール、マットなど) ●床ずれ防止用具(エアマットなど)
- 体位変換器 ○手すり(据え置き型など工事をとまなわないもの)
- スロープ(工事をとまなわないもの) ○歩行器 ○歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(住宅の改修が不要なもの、つり具を除く)
- 自動排泄処理装置(要介護4・5の方が対象)

※要介護1、要支援1・2の方は、原則として○の用具のみレンタルできます。

要支援1・2の方

介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。



訪問を受けて利用する

居宅での暮らしを支える

※サービス費用のめやすは利用者負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

特定福祉用具販売

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。要介護状態区分によらず、年度10万円を上限に、福祉用具の購入費を支給します。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)
※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

●サービス費用のめやす

購入費の利用者負担割合に応じた額となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写し・福祉用具サービス計画書などを添えて指宿市の窓口に申請することで、10万円の限度額内で保険給付分(費用の9割または8割。平成30年8月から特に所得の高い方は7割)が、あとから支給されます。

《対象となる用具》

- 腰掛け便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具



要介護1～5の方

住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合、20万円を上限として費用を支給します。

●介護保険で住宅改修するときの注意点

- 必ず事前にケアマネジャーなどに相談し、指宿市へ提出する書類をそろえましょう。(事前申請制度)
- 信頼できる工業者を選びましょう。

※申請の際は、「介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書」「住宅改修が必要である理由書(ケアマネジャーなどに作成を依頼)」「領収書」「工事費の内訳書」「完成後の状態を確認できる書類(施工前・後の日付入り写真)」「平面図」などが必要となります。

●サービス費用のめやす

要介護状態区分にかかわらず、現住居につき限度額は20万円となり、その利用者負担割合に応じた額となります。いったん改修費用の全額を利用者が負担し、指宿市の窓口に申請することで、保険給付分(費用の9割または8割。平成30年8月から特に所得の高い方は7割)があとから支給されます。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替えなどの小規模な改修



居宅での暮らしを支える

利用できるサービス

在宅サービス

※サービス費用のめやすは利用者負担1割で計算しています。

短期間入所する

要介護1～5の方

短期入所生活介護 短期入所療養介護 (ショートステイ)

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。

※日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合
(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,840円(584円)～8,560円(856円)

介護老人保健施設(多床室)の場合

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
8,260円(826円)～10,390円(1,039円)

要支援1・2の方

介護予防 短期入所生活介護 短期入所療養介護 (ショートステイ)

老人保健施設や医療機関等で、共通サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合
(1日につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2
4,370円(437円)～5,430円(543円)

介護老人保健施設(多床室)の場合

(1日につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2
6,110円(611円)～7,650円(765円)

※サービス費用のめやすは利用者負担1割で計算しています。

施設サービス

施設に入所する(施設サービス)

要介護3～5の方

※生活全般での介護が必要な方

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

●サービス費用のめやす(多床室の場合)

(1日につき)

■要介護1～要介護5
5,570円(557円)～8,290円(829円)

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

※新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。



要介護1～5の方

※在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方

介護老人保健施設 (老人保健施設)

●サービス費用のめやす(多床室の場合)

(1日につき)

■要介護1～要介護5
7,710円(771円)～9,840円(984円)

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。



※病院での長期的な療養を要する方

介護療養型医療施設 (療養病床等)

●サービス費用のめやす(多床室の場合)

(1日につき)

■要介護1～要介護5
7,450円(745円)～12,510円(1,251円)

急性期の治療を終えた、長期療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

※指宿市ではサービスの提供はありません。



在宅に近い暮らしをする

要介護1～5の方

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、日常生活上で必要な介護や機能訓練などを受けます。



●サービス費用のめやす

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,340円(534円)～8,000円(800円)

要支援1・2の方

介護予防 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。

●サービス費用のめやす

(1日につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2
1,800円(180円)～3,090円(309円)

ここが変わります

「共生型サービス」がはじまりました

これまで、障害福祉サービスを受けていた方が介護保険の対象になると、サービスを受ける事業所も変更する必要が多かったのですが、平成30年4月から「共生型サービス」と位置づけられ、同一事業所で、障害者と介護保険対象者がサービスを受けやすくなる特例が設けられました。

ここが変わります

「介護医療院」が創設されました

平成30年4月から介護保険施設として、新たに「介護医療院」が創設されました。

◆介護医療院の特徴◆

- ①「生活の場としての機能」を兼ね備えます。
- ②日常的に医療ケアが必要な重介護者を受け入れます。
- ③看取り介護やターミナルケアにも対応します。

なお、これまでの「介護療養型医療施設(療養病床)」は、順次、介護医療院等に移行していくことになります。

●サービス費用のめやす(多床室の場合)

(1日につき)

■要介護1～要介護5
8,030円(803円)～13,320円(1,332円)

利用できるサービス

在宅サービス

利用できるサービス

施設サービス

地域密着型サービス

(原則、他市区町村のサービスは利用できません。)

高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつくり、支援していくサービスです。

※サービス費用のめやすは利用者負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。



●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

(1か月につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
103,200円(10,320円)～268,490円(26,849円)

要支援1・2の方

介護予防小規模多機能型居宅介護

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

(1か月につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2
34,030円(3,403円)～68,770円(6,877円)

要介護1～5の方

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

●サービス費用のめやす

ユニット数1の場合

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
7,590円(759円)～8,520円(852円)

要支援2の方 ※要支援1の方は利用できません。

介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)



●サービス費用のめやす

ユニット数1の場合

(1日につき) ()内は利用者負担

■要支援2
7,550円(755円)

要介護1～5の方

認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。

※指宿市ではサービスの提供はありません。



●サービス費用のめやす

(6時間以上7時間未満) 認知症対応型グループホーム等の共用スペースを利用する場合

()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
4,530円(453円)～5,170円(517円)

要支援1・2の方

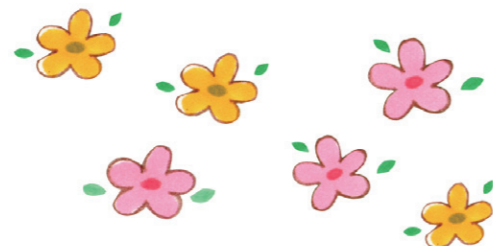
介護予防認知症対応型通所介護

●サービス費用のめやす

(6時間以上7時間未満) 認知症対応型グループホーム等の共用スペースを利用する場合

()内は利用者負担

■要支援1・2
4,200円(420円)～4,430円(443円)



要介護1～5の方

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 (定期巡回・随時対応サービス)

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行うサービスです。

●サービス費用のめやす

訪問介護・訪問看護を利用する場合

(1か月につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
82,670円(8,267円)～294,410円(29,441円)

看護小規模多機能型 居宅介護 (複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数のサービスも提供されます。サービス間の調整が行いやすくなり、柔軟なサービスが受けられるようになります。

※指宿市ではサービスの提供はありません。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

(1か月につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
123,410円(12,341円)～311,410円(31,141円)

地域密着型特定施設 入居者生活介護

入所定員30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する方のための介護サービスです。



●サービス費用のめやす

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,340円(534円)～8,000円(800円)

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。



※指宿市ではサービスの提供はありません。

●サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

()内は利用者負担

■基本夜間対応型訪問介護
1か月につき 10,090円(1,009円)

■定期巡回サービス
1回 3,780円(378円)

■随時訪問サービス
1回 5,760円(576円)

地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護

入所定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

※新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。

●サービス費用のめやす

(多床室)

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,650円(565円)～8,410円(841円)

地域密着型 通所介護

入所定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等で、入浴や排泄などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。



●サービス費用のめやす

(6時間以上7時間未満) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
6,620円(662円)～11,440円(1,144円)

◆介護サービスの苦情・相談があるときは…

介護(介護予防)サービスを利用して、困ったことや相談したいことがあったら、早めに事業者と話して解決するようにしましょう。介護保険の介護サービスを利用する方は、利用する居宅介護支援事業者のケアマネジャーに、介護予防サービスを利用する方は、地域包括支援センターの保健師等に相談してみましょう。

●それでも改善されない場合には

指宿市の介護保険担当窓口へご相談ください。また、鹿児島県国民健康保険団体連合会(☎099-213-5122)へ申し立てることもできます。



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業とは、介護予防給付として行われてきた「訪問介護」と「通所介護」を組み入れて、市区町村ごとに独自に行われる介護サービス事業です。

これまで介護予防給付として行われてきた訪問介護・通所介護は、介護予防・生活支援サービス事業として実施されます。

- 対象者**
- ① 要支援1・2の方
 - ② 「基本チェックリスト」により該当した方

利用料 費用の1割（一定以上所得者は2割、平成30年8月から特に所得の高い方は3割）を負担します。また、要介護状態の区分により1か月あたりの上限額が決められています。



事業内容の例

●介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービスを、適切に受けられるようにするためにケアプランを作成します。

●訪問型サービス

利用者が自力では困難な行為について、ホームヘルパーによるサービスが利用できます。

また、調理や掃除等の生活援助、ゴミ出しや買物などの生活支援、保健師等による居宅での相談指導なども行われます。



●通所型サービス

日常生活の支援などの基本的サービスのほか、その方の目標に合わせた「選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔ケア）」などを行います。

また、ミニデイサービス、体操や運動等の活動、栄養改善などのプログラムも行われます。



一般介護予防事業

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に行われます。高齢者自身も事業の担い手として参加し、地域のコミュニティを活性化する役割を期待されています。



対象者 65歳以上（第1号被保険者）のすべての方

事業内容の例

●介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及や啓発を行います。

●地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

●地域リハビリテーション活動支援事業

通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場（体操教室など）へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施します。



●介護保険に関すること

名称	住所	電話番号
指宿市長寿介護課介護保険係	指宿市十町2424番地 (指宿市役所)	22-2111 内線253・254 (給付) 262・263 (認定)
山川支所市民福祉課健康福祉係	指宿市山川新生町84番地	34-1114 (直通)
開間支所市民福祉課健康福祉係	指宿市開間十町2867番地	32-3111 内線126

●介護相談や虐待に関すること

名称	住所	電話番号
指宿市地域包括支援センター	指宿市十町2424番地 (指宿市役所)	22-2111 内線252・260
湯之里園在宅介護支援センター	指宿市東方828番地口号	22-4410
徳光苑在宅介護支援センター	指宿市山川岡児ヶ水1212番地1	35-0027
薩摩富士荘在宅介護支援センター	指宿市開間仙田6529番地1	32-5381

地域包括支援センターのご案内

✿ 高齢のみなさんを支援する拠点です ✿

高齢者の総合相談窓口として、指宿市役所内に設置されています。ここでは、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が、介護に関する相談だけでなく、虐待防止や消費者トラブルなど、高齢者が抱えるさまざまな問題の相談も行っています。

高齢者のみなさんの生活を支援します

総合相談支援業務

相談や悩みにお応えします

高齢のみなさんやご家族、地域の方からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。介護や健康のことだけでなく、生活全般についてなんでもご相談ください。



介護予防ケアマネジメント業務

自立して暮らせるよう支援します

高齢のみなさんが自立して生活できるように、生活のしかたやサービスの利用などについて助言・紹介するなど、みなさんの今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。



権利擁護業務

虐待の不安などから権利を守ります

安心して日常生活を送れるよう、高齢のみなさんの権利を守る取り組みをします。たとえば、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。



包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の連携・協力体制を支えます

高齢のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援など、地域のさまざまな機関・専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。



このほかに、在宅医療・介護連携のための事業や生活支援サービスの調整を行う事業、認知症対策の事業、地域ケア会議などの支援策を行っています。

さまざまな介護予防プログラムが利用できます

指宿市では、元気な高齢者を対象とした介護予防プログラムや介護予防教室などを用意しています。いつまでも健康でイキイキとした生活を送れるよう、積極的に参加してみましよう。

要支援や要介護の認定を受けていない方も利用できます

高齢の方であれば誰でも、地域包括支援センターを利用することができます。地域包括支援センターでは、主に介護予防を目的として、さまざまな情報の提供や支援を行っています。ほかにも、地域の実情に合わせて取り組みを進めていますので、なんでもお気軽にお問い合わせください。